

成田市教育委員会会議定例会会議録【会議概要】

平成23年12月成田市教育委員会会議：定例会

期日 平成23年12月21日(水) 開会：午後2時00分 閉会：午後4時25分

会場 成田市役所5階503会議室

出席委員

委員長	小川信子	委員長職務代理者	秋山皓一
委員	山口恵子	委員	小川新太郎
教育長	佐藤玉江		

出席職員

教育長	佐藤玉江(再掲)		
教育総務部長	関川義雄	生涯学習部長	吉田昭二
教育総務課長	坂本公男	学校施設課長	葛生行広
学務課長	高山勇	教育指導課長	五十嵐正憲
学校給食センター所長	藤崎吉宣	生涯学習課長	藤崎祐司
生涯スポーツ課長	檜垣好克	公民館長	須藤清子
図書館長	大木禎夫	生涯学習課主幹	堀越美好
教育総務課主幹(書記)	秋山雅和		

傍聴人：0人

【会議概要】

1. 委員長開会宣言

2. 教育長報告

① 主催事業

- ・11月18日 平成23年度生涯大学院学園祭について

毎年開催している行事で今年も大栄公民館で開催した。1年から3年のクラス別の発表会を行うため、受講生が皆で話し合い様々な発表を行うということでコミュニケーション作りの場にもなっている。学習とは異なる内容で意義あるものと思う。参加者が元気なことには感心させられる。

- ・11月24日 ふれあいコンサートについて

議場において開催した。演奏者はシンガーソングライターの大野靖之氏で、中学生・高

校生位の方を対象にした、心を元気にするような内容の歌が多かったように思う。いわゆる追っかけのようなファンも多数いたようだ。

・12月6日 小中ロードレース大会について

第32回のロードレース大会を開催した。寒い中ではあったが、全員事故もなく無事終了した。ここに出ている子どもたちが様々な大会で選手となって良い成績を収めるということを楽しみにもしている。保護者も多数応援をしていただいた。

・12月12日 臨時教育委員会会議について

教職員の不祥事にかかる人事案件を審議した。

・12月17日 明治大学・成田社会人大学修了式・開講15周年記念事業について

平成9年に始まり開講15周年になった。当初は2課程100名であった受講生も現在は3課程250名にもなった。

受講生のうち約80%の方が修了するという事で、修了証書の他に明治大学の納谷学長からは直接、修学士、教学士、弘学士としての認証証書を交付していただいた。なかには10年以上通っているという方もいた。フィールドワークもあり、学生気分も味わえるということ、また、専門の講師陣に教えを受けられるということで受講生たちは非常に満足している。納谷学長からは「学ぶことは一生涯にわたることであり、年齢は関係ない。学べば変化がある、学ばなければ変化がない。修了式で終わりではなく、ここからが新たなスタートである。」との言葉があった。

午前中に修了式を行い、午後には明治大学創立130周年の年ということも合わせて北野大（まさる）教授の記念講演と明治大学マンドリンクラブOBによる演奏会も開催したところ、大変な盛況であった。

・12月15日 市教頭会議について

本年最後の教頭会議という事で連絡事項も多数あった。組織の中にある人をうまく使うのが管理職の役割であると話させていただいた。

・12月19日 学区審議会について

平成25年4月の公津の杜中学校の開校に合わせて行う学区の改編及びそれに付随して発生すると思われる多数の指定校変更申請の受理方法について、並びに下総小学校の開校に向けての学区変更について審議をしていただいた。また、小中一環教育の取り組みについて説明させていただいた。

市議会

・11月25日 平成23年11月成田市議会臨時会について

人事院勧告に基づく職員の給与改定について審議した。

・12月2日 平成23年12月成田市議会定例会について

12月22日までを会期として開会した。一般質問では、職員の不祥事が2件目続いたこともあり、その対応に関するものが多く、今後、成田市の体制をどの様に整えて行くのかに質問は集中した。放射能についての質問は少なかった。

- ・ 12月13日 教育民生常任委員会について
教育委員会関連では、畑ヶ田スポーツ広場の用地購入や指定管理者の指定に関する議題を審議していただいた。
- ・ 12月15日 地域防災特別委員会について
公園や保育園などとともに、教育委員会で行った小中学校の校庭等の放射能の測定結果について報告した。
- ・ 12月16日 総務常任委員会について
教育委員会としては補正予算を提案したが、主に人事院勧告を受けての人件費に関するものであった。

その他

- ・ 11月16日 市任期付職員採用面接について
育休代替職員等の採用面接を行った。
- ・ 11月16日 下総高校自動車部表敬訪問（全国優勝）について
ガソリン1リットルで何キロ走れるかを競う“本田宗一郎杯”第31回大会が10月9日に行われ、同校が優勝したということで報告があった。なお、一昨年に続き2回目の優勝という事である。また、今年は2チームが出場し、1チームは距離の記録は良かったがタイムオーバーとなってしまったとのこと。また、昨年優勝した岩手県の高校が東日本大震災で被災してしまい今回は出場できなくなってしまったとのことで、下総高校の生徒が気遣っていたことが印象的であった。
- ・ 11月18日 印旛郡市文化財センター第82回理事会について
- ・ 11月18日 平成23年度第3回印教連定例常任委員会について
教育功労者表彰の選考委員や来年度の事務分担などについて協議した。
- ・ 11月18日 第3回印旛地区教育長会議について
北総教育事務所からの伝達事項があり、その他、千葉県教育庁企画政策部から教育改革推進プランがまとまったとのことで概要についての説明を受けた。その後情報交換を行ったが、放射能対策に関するものが殆どであった。
- ・ 11月20日 社団法人成田青年会議所創立40周年記念式典について
少年の翼などで協力を得ている団体なので参加した。歴代会長も出席しており、青年会議所40年の歩みについて報告があった。
- ・ 11月23日 「ユニセフ・ラブウォークIN房総のむら」について
毎年開催し、ウォーキングの参加費をユニセフに寄付する取り組みを行っている行事である。
- ・ 11月24日 市職員表彰式について
勤続20年、30年の職員に対する表彰が行われた。
- ・ 11月25日 小中体連表彰式について

成田市を会場として開催され、陸上、テニス、柔道など、様々な競技で活躍した小中学生を表彰した。

- ・ 11月28日・12月5日 北総教育事務所指導室訪問について
遠山中学校、平成小学校への訪問があり指導をいただいた。
- ・ 11月29日・12月9日・12月16日 叙勲伝達について
11月29日は元教育委員長の渡邊義男氏が教育功労という事で旭日双光章を受章されたので伝達をさせていただいた。
12月9日は遠山中学校長を最後に退職された山倉清孝氏のご家族に、また12月16日は学校医であった瓜生東一先生のご家族に伝達をさせていただいた。
- ・ 12月 3日 郷部・美郷台地区20周年記念式典について
地区としての20周年記念という事で、これまで地域の発展に尽力された方などに対し節目の表彰等が行われた。
- ・ 12月 4日 成田市体育指導員連絡協議会祝賀会について
- ・ 12月10日 成田市体育協会表彰祝賀会について
4日、10日共に文部科学大臣表彰や県の表彰受賞者の祝賀会を行うということで毎年行われているもの。
- ・ 12月13日 第81回印旛郡市駅伝競走大会優勝報告会について
昭和9年頃からの歴史ある大会ということで、去年は栄町が優勝ということであったが、今年は雪辱を果たし成田市が優勝できた。
- ・ 12月13日 北総教育事務所管内市町教育長会議について
- ・ 12月15日 成田山新勝寺 東日本大震災境内復旧完成奉告法要について
3月の東日本大震災で寺域内に234箇所の被害を受けた。2億8千万円の修復費用のうち、1億8千万円は信徒からの浄財(寄付)で賄ったとのこと。市長代理として出席し、お祝いの言葉を述べた。
- ・ 12月20日 成田高校女子駅伝チーム表敬訪問(全国大会出場)について
11月5日に開催された県大会で優勝し、今回で3回目の出場となる。12月25日に京都の都大路を走るという事で頑張っていて欲しいと思う。去年は9秒差で8位入賞を逃したというので、今年は何とか入賞したいと張り切っていた。西中学校卒業生も選手で二人、控えて二人含まれており、楽しみである。

《教育長報告に対する主な質疑》

委員：12月市議会報告のうち水上議員の質問に関連するのだが、最近問題になっている自転車の歩道走行に関して尋ねる。ニュータウンなどは歩道もある程度広い道路が多いと思うが、学校では自転車の通行についてはどのように指導しているのか。

関川教育総務部長：一律に歩道とか車道とか決められないので、それぞれの道路整備状況に応じて安全走行に注意するよう指導している。道路が広ければよいが、遠山地区などで車道が狭く危険なので、歩道を走らざるを得ないということもあり、明確に決めることはできない。

葛生学校施設課長：平成20年の法改正により、子どもや老人は歩道を走ってもよいとなり、ただし、危険がある場合にはそれ以外の者も歩道を走ってもよいことになっている。歩道に幅があって、歩行者と自転車の区分がされているところでは自転車は車道側を走行するよう定められているが、市内ではニュータウン内の一部道路にしかそのような歩道はない。

最近では自転車が歩道を走ることで歩行者との事故が急増していることから、警察は原則に戻そうとしているということだ。

委員：現実問題としては難しい。原則として自転車は車道通行となっても、西中学校前の歩道の場合で言うと、歩道の左側を走行するよう指導すると、校門前で人と交差しなければならないという状況もあり、周辺の住民から苦情が来たこともある。また、警察に確認しても明確な返事はなく、難しい問題だと思う。

委員：議会の一般質問に関連してだが、総合型地域スポーツクラブとはどのようなものか。また、この周辺自治体での設置例はあるか。

檜垣生涯スポーツ課長：中学校区単位程度を範囲として、基本的には子供から老人まで、いつでも、だれでもがそこに行けば自由に参加できるようにスポーツクラブが活動しているという取り組みを目指すもの。

まずは、中台体育館に本部を設置し何カ所かの支部組織を作るような方式で実施できないかと考えている。また、設立すると国から100万円程度の補助金がある。外国では、この取り組みが活発に行われており、中学校のクラブ活動なども廃止となっているような状況もあるようだ。

成田市に関して言えば、スポーツ少年団や各種のスポーツ団体がしっかりと活動しているので、逆に育ちにくいように感じている。

本市周辺では、栄町、佐倉市で設立されている。

吉田生涯学習部長：地域に拠点があり、地域の人すべてが会員となり、会費を支払って自主運営をするようなスポーツクラブを目指すものだ。

3. 議 事

(1) 議 案

議 長：議案第1号及び第2号は関連があるので、一括審議とする。

議案第1号 成田市立小学校設置条例の一部を改正するについて

【坂本教育総務課長 議案資料に基づき提案】

《概要》

平成20年3月に公表した学校適正配置案の中で、下総地区の滑河小学校、小御門小学校、名木小学校、高岡小学校の4小学校を統合し1校にする案を提示し、下総地区住民及び保護者の方々に対し説明会を重ねてまいった。その結果、地区住民や保護者の方々から理解をいただき、平成22年2月に下総地区区長会長より統合案に対する同意をいただいた。

については、平成26年4月1日からの開校に伴い、正式名称を成田市立下総小学校とし、成田市立小学校設置条例の一部を改正しようとするもの。

改正内容として、成田市立小学校設置条例第2条の表中 成田市立滑河小学校、成田市立小御門小学校、成田市立名木小学校及び成田市立高岡小学校の項を削り、同条の表中に名称の欄に成田市立下総小学校を、位置の欄に成田市名古屋1，214番地を加えようとするもの。

なお、条例は平成26年4月1日からの施行とする。

現時点において条例で定めるのは、校舎建設にあたり補助金申請の条件としてあらかじめ条例化が求められているためであり、条例改正については3月定例会市議会に提案する予定である。

なお、下総小学校の通学区域のうち、西大須賀につきましては字の変更が予定されているとのことなので、変更が生じた場合には改めて提案させていただく。

議案第2号 成田市立小学校及び中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正するについて

【高山学務課長 議案資料に基づき提案】

本議案は、下総小学校が開校するに当たり「成田市立小学校及び中学校の通学区域並びに就

学すべき学校の指定に関する規則」の一部を改正しようとするもの。

具体的には、第2条の別表第1の中の学校名の滑河小学校、小御門小学校、名木小学校、高岡小学校を削り、新たに下総小学校を加えるもの。地区名の欄については、その表にある地区名を載せる。新旧対照表の右側にある改正案では4小学校を削り、美郷台小学校の次に下総小学校を入れることになる。施行は下総小学校の開校と同じ平成26年4月1日となる。

議長：議案第1号 成田市立小学校設置条例の一部を改正するについて、を原案のとおり決する。

議長：議案第2号 成田市立小学校及び中学校の通学区域並びに就学すべき学校の指定に関する規則の一部を改正するについて、を原案のとおり決する。

議案第3号 平成23年度 印旛郡市地方教育委員会連絡協議会教育功労表彰者の推薦について

【高山学務課長 議案資料に基づき提案】

印旛郡市地方教育委員会連絡協議会表彰規定第2条に該当すると認められる者として、議案の4名を推薦したい。今年度末退職者は校長5名、教頭1名、教諭層（教諭と事務長）が10名。いずれも永年にわたり教育一筋に打ち込まれた方々だが、とりわけ印旛管内で幅広く功績を残されということで、4名の推薦を提案したい。

《議案第3号に対する主な質疑》

委員：表彰対象は全て校長先生となっているが、管理職に限定することなく印旛郡の中で活躍され、業績をあげられた先生もいらっしゃると思う。是非とも教諭層の方々にも対象を広げて検討して欲しい。

委員：毎回議論になるところだが、難しい問題でもある。しかし、もう少し若い人や管理職ではない方などにも対象を広げることで、若い先生方への励みにもなるという面もあると思う。

関川教育総務部長：この点については、基準が明確に示されておらず難しい面がある。専科の先生などで活躍されていても、具体的にどの方を推薦するかとなると基準がなく難しいというのが現状だ。各学校に照会を出して、その結果として推薦をしているとのこ

となので、理解願いたい。

議長：議案第3号 平成23年度印旛郡市地方教育委員会連絡協議会教育功労表彰者の推薦について、を原案のとおり決する。

議案第4号 成田市就学援助費支給規則の一部を改正するについて

【高山学務課長 議案資料に基づき提案】

これは、学校における就学援助事務の負担軽減を図るための規則の改正である。要保護児童生徒または準要保護児童生徒の認定が決定した時は、その旨を書面で校長を経由して保護者と民生委員に通知していた。すなわち、学校では教育長から来た通知を保護者と民生委員にそれぞれ渡していた。そこで学校の事務量を減らすために、保護者あての通知は今まで通り学校を経由して渡してもらうが、民生委員には教育委員会から直接通知するように改めるもの。保護者からの要望があがってきたときに実態調査を民生委員に依頼しており、認定に関する結果も知らせるべきものであると考える。

新旧対照表を添付してあるが、第9条の3行目「校長を経由して前条第1項の保護者及び担当民生委員に通知するものとする」という表現で、現行では校長が保護者と民生委員に通知することになっている。それを改正案では「校長を経由して前条第1項の保護者に通知するとともに、担当民生委員に通知するものとする」として、民生委員への通知は教育長が直接行うよう改めるもの。

議長：議案第4号 成田市就学援助費支給規則の一部を改正するについて、を原案のとおり決する。

議案第5号 成田市立学校職員服務規程の一部を改正するについて

【高山学務課長 議案資料に基づき提案】

学校保健安全法施行規則の一部が改正された。エックス線検査においてフィルムを使用しないでデジタル撮影が普及したことから、名称の整備がされた。これを受け、成田市立学校職員服務規程の一部を次の通り改正するもの。

結核性疾患による療養休暇、休職である時、診断書に添えるエックス線検査書類の名称を、「エックス線フィルム」から「胸部エックス線写真」に改める。

議長：議案第5号 成田市立学校職員服務規程の一部を改正するについて、を原案のとおり決する。

り決する。

議 長：議案第6号及び議案第7号については一括審議とする。

議案第6号 成田市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正するについて

議案第7号 成田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正するについて

【高山学務課長 議案第6号及び議案第7号について議案資料に基づき提案】

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、これは公立小中学校の学級の人数と教員定数を定めた法律であるが、来年4月1日より学級編制に関する県教育委員会の関与が見直された。県教育委員会が定める学級編制の基準について、市教育委員会は従うべき基準から標準に改められ、必ずしも県教育委員会の基準通りの学級編制を行わなくともよいようになった。また、市教育委員会から県教育委員会に同意を求め協議を義務付けられていたものが、事後届け出制に改められた。

この改正に伴い、まず成田市立小学校及び中学校管理規則について、第51条の「千葉県教育委員会の認可を受けるべき」を「千葉県教育委員会に届け出るべき」に改める。

また、現行の「提出」という文言を「報告」に改める。これは市の他の規則等との整合性を図るために文言の整理を行うものである。見出しの（学級編制の資料の報告）も（学級編制の報告）に改める。この2つの改正については、国の法律の改正とは直接関係はない。

続いて議案第7号の「成田市教育委員会事務決裁規定」では、これも新旧対照表の別表第2の真ん中の欄、部長専決事項の4学級編制の「協議」を「届出」に改める。

今回の改正の中では、一番大きな改正は小学校の1年生が35人学級になったこと。また、県教育委員会の「従うべき基準」が「標準」になったことで必ずしも従わなくとも良いとなったこと。これまでは県教委の同意が必要であったものが届出だけで良くなったという3点が大きな改正である。

《議案第6号及び議案第7号に対する主な質疑》

委 員：今回の改正は市町村教育委員会の自主性が重んじられるようになり、柔軟性が出てきたということか。

高山学務課長：そのようになるが、例えば、市が40人でなく35人学級にすると決めた場合にも、財源措置はないので市町村独自の予算で行うことが必要となる。

委員：すると例えば4学級ぎりぎりの人数のときに1人減った場合は1クラス減ってしまう。しかし、市町村で残したければ残してもよいということか。

高山学務課長：それは今までもやることは出来ることになっていた。年度途中ではクラスを解体することなく、年度末までそのまま可能であったし、新年度の場合でも増置教員で行うことは可能であった。

関川教育総務部長：今までも規定以下の人数の学級を作っても良いが人の手当てはしないということで、教員数の不足を考えると実態としては出来なかったということだ。

議長：議案第6号 成田市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正するについて、を原案のとおり決する。

議案第7号 成田市教育委員会事務決裁規程の一部を改正するについて、を原案のとおり決する。

議案第8号 成田市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて

【須藤公民館長 議案資料に基づき提案】

現在、公民館運営審議会委員の委嘱は、社会教育法第30条第1項に基づいて選出し委嘱している。

去る平成23年8月30日に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号)において法の一部改正が行われ、地域の実情に応じて一層幅広い分野の者が公民館運営審議会の委員となることが促進されるよう、社会教育法第30条第1項に定める委員の委嘱に当たっての基準が削除され、文部科学省令で定める基準を参酌して市町村条例で定めるものとされた。

このことに伴い、成田市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正し、新たに委員の委嘱基準を定めようとするもの。

現行の社会教育法に規定する基準に基づき、既に幅広い分野の中から選定していることから、新しい基準は文部科学省令の参酌すべき基準と同内容とする方針である。

なお、条例の一部改正案は平成24年3月議会に提案する予定。また、改正条例の施行期日は、平成24年4月1日とする。

《議案第8号に対する主な質疑》

委員：第19条は内容に変わりはないように思う。あえて改正する意味はどこにあるのか。

須藤公民館長：市の例規全般に関して表記の統一が必要とのことで、併せてこのような改正を行うものである。

佐藤教育長：第18条が今回の法改正によるものだが、法が改正されて基準が削除されたことから条例でその部分を規定せざるを得なくなったもの。第19条は法律の改正によるものではなく、市のその他の例規とも文言を合わせる修正が必要なので、今回の改正に合わせ整理をさせていただいた。

議長：議案第8号 成田市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて、を原案のとおり決する。

議案第9号 成田市立図書館設置条例の一部を改正するについて

【大木図書館長 議案資料に基づき提案】

図書館法（昭和25年法律第118号）が、平成23年8月30日公布の「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第105号）（第2次一括法）において一部改正され、図書館法第15条に定める委員の任命にあたっての基準を削除し、都道府県、市町村の条例において定めることとなった。

都道府県、市町村で条例を定めるに当たって参酌すべき基準である「図書館法施行規則の一部を改正する省令案」が文部科学省から示されたので、新たに委員の任命基準を成田市立図書館設置条例に次のように加える。

第3条第2項の次に次の1項を加える。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

4項、5項については議案第8号と同様で他の例規との統一を図るための改正をさせていただくものである。

なお、本条例の一部改正は平成24年3月議会へ提案する。

施行日は平成24年4月1日を予定している。

議長：議案第9号 成田市立図書館設置条例の一部を改正するについて、を原案のとおり

決する。

議案第10号 成田市教育委員会職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部を改正する
について

【藤崎生涯学習課長 議案資料に基づき提案】

合併当初は職員を配置していなかったが、成田市下総歴史民俗資料館の管理運営の充実を図るため学芸員を2年前より配置したことに伴い、成田市教育委員会職員の勤務時間の割振り等に関する規程に、成田市下総歴史民俗資料館に勤務する職員の区分を追加し、改正しようとするもの。

勤務時間は8時30分から午後5時15分まで、休憩時間を正午から午後1時までとする。公民館と同様に月曜休館で交代制の勤務になるので、4週間について職員ごとに定める8日を休暇とするなど勤務形態も同様とする。

他の施設、三里塚御料牧場などに職員を配置することとなった場合にはその際に改めて改正をさせていただく。また、この勤務形態に関する条令規則の改正については、他の条令規則等の改正もあり、人事課で一括して改正の手続きを進めるとのことである。

なお、訓令施行予定日は平成24年4月1日。

議 長：議案第10号 成田市教育委員会職員の勤務時間の割振り等に関する規程の一部を
改正するについて、を原案のとおり決する。

議案第11号 成田市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて

【檜垣生涯スポーツ課長 議案資料に基づき提案】

平成25年4月に開校を目指し、現在工事中である公津の杜中学校の敷地内にある公津スポーツ広場を削除し、新たに宗吾地先に整備した広場を「公津スポーツ広場」とするもの。

なお、新たに整備した宗吾地先の広場は、現在、下方地先に計画している広場の完成までの暫定期間の設置となるが、管理上必要な位置付けをするものである。

現在、中学校予定地については、公津地区健全育成協議会に指定管理者として管理委託をしているので、引き続き新しい広場についても委託する予定である。

位置については、公津5丁目29番地を宗吾2丁目510番地1に変更する。当該地の地目は宅地で敷地面積は4,690㎡ある。以前の所有者は東京都中央区にある会社で、当該土地周辺には古墳群があり開発が出来ない、しかし、所有していれば固定資産税がかかるというこ

とで市に寄附をしたもの。それを受けてこの場所に整備した。

新しいスポーツ広場の場所については、現状では都市計画道路が公津の杜方面から宗吾地先へと入ってくるので、その脇に整備する。専用野球場としての整備は行わず、多目的広場として整備する。トイレと倉庫、また、道路側にはボールなどが行かないようなネットの配置なども行う。また、平日はグラウンドゴルフなどが出来るようにし、土日は野球チーム等のスポーツクラブが利用できるようにしたものである。

《議案第11号に対する主な質疑》

委員：これまでの広場と新たな広場ではどの程度、距離が離れているか。あまり離れてしまうとこれまでの利用者が使いにくくなってしまうということがあると思う。

檜垣生涯スポーツ課長：400～500メートルだと思われる。現在のところ、少年野球チームが使う予定をしている。部員は60名ほどおり、ここを3～4年生が使い、5～6年生は公津の杜小学校を使うとのことである。

議長：議案第11号 成田市スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて、を原案のとおり決する。

(2) 報告事項

報告第1号 豊住小学校校庭放射線量低減対策について

【葛生学校施設課長 資料に基づき報告】

豊住小学校の除染対策については、9月の教育委員会会議でその対策方法を説明させていただいたが、この度工事が終了したので放射線量の変化等について報告させていただく。豊住小学校校庭の中央がグリーンサンドで周辺が芝生となっている。測定は7箇所で行ったところ全ての場所で0.23μシーベルトを超えていた。特にグラウンド脇のナンバー4の地表から5センチでは0.32μシーベルトという数値だった。

対策後には7箇所全てにおいて0.10～0.11μシーベルトに下がっている。対策の方法としては、芝の根を残して切り取り、隣接する北羽鳥多目的広場の利用していない空き地に穴を掘り、1メートルほどの土をかぶせて埋めた。その後、表面の測定をしたがその場

所でも0.11 μ シーベルトとなっており、放射線は遮断されていると考えている。

グリーンサンドは削除し、その下の土を50センチほど天地返しをし、白っぽい岩瀬砂を5センチ程度設置した。

この対策により、グラウンド、芝生とも放射線量の抑制は出来たものと考えている。

報告第2号 学校及び通学路の放射線量の測定結果について

【五十嵐教育指導課長 資料に基づき報告】

小中学校の定点測定の結果だが、定点測定は5月下旬より7月までは月に1度、8月から10月上旬までは毎週1度の測定を行った。測定を始めた5月～7月には、基準値である毎時0.23 μ シーベルトを超える学校が数校あったが、最近の測定結果では、小学校は基準となる50cmの高さで最大毎時0.16 μ シーベルト、最小0.05 μ シーベルトであった。中学校は基準となる1mの高さで最大0.13 μ シーベルト、最小0.07 μ シーベルトで、基準値を超える学校はなかった。

続いて、学校敷地内の放射線量が高いと思われるところを特定するために敷地内を測定した。地上5cmの測定では、マイクロスポットと呼ばれるような局所的に高いところが多数の学校に存在した。すべて5cmの高さの値だが基準値を超える所は15カ所あり、もっとも高い所で毎時0.65 μ シーベルトであった。

このような局地的に放射線量が高いマイクロスポットは、放射性セシウムが移動し集まることにより高くなると思われる。放射線量が高い所は校庭の水たまり痕や体育倉庫の雨樋の末端などに多くみられる。それらの場所は、放射性セシウムが移動して留まっているために高い放射線量を示していると思われる。

このようなマイクロスポットと呼ばれる高い放射線を出している場所が、周囲にどのように影響しているのかを測定した。その結果、もっとも放射線量が高いところは、5cmの高さで0.50 μ シーベルトだが、そのスポットの真上50cmの高さでは毎時0.19 μ シーベルト、1mの高さでは0.13 μ シーベルトとなり、50cm、1mの高さでは基準値を下回る値になった。また、横に1m離れて高さが5cmのところでは0.28 μ シーベルト、50cmでは0.15 μ シーベルト、1mの高さでは0.11 μ シーベルト、横に2m離れると5cmの高さで0.10 μ シーベルト、50cmや1mの高さでは、0.09 μ シーベルトとマイクロスポットから離れることで基準値を下回った値を示した。

ここは雨樋の末端から2m以内に立ち入らないような対策をとった。

また、雨樋の末端で放射線量が毎時0.30 μ シーベルトだったところでは、深さ10cm程表土を除去し、その除去した部分を測定したところ、放射線量は0.09 μ シーベルトと定点の測定値と同じくらいの値を示した。そこで、除去した土のところを更に掘り、そこに放射線量が高い除去した土を埋めるという、いわゆる天地返しを行った。

基準値を超えたところは、今後も詳しく測定していくが、現在のところ次のように考えている。

学校内には、マイクロスポットと言われる局所的に線量が高いところが存在する。マイクロスポットは、倉庫の裏など子どもたちが日ごろ立ち入らないところにあることが多い。マイクロスポットの存在する場所が、子どもたちの活動する場所なのか、また、日ごろ立ち入らないところなのかにより、除染をするのか、立ち入らないようにするのかを判断してまいる。また、マイクロスポットは、放射性物質であるセシウムが砂や落ち葉に付着したり、雨などで流されたりして、セシウムが移動することで線量の高いところも移動する。今後も学校内の放射線量の測定を細かく行い、適切な対応を行ってまいりたい。

続いて、通学路については、測定してほしい所をアンケート調査し保護者の方の希望するところを中心に放射線量の測定を行った。その結果、通学路で5 c mの高さで基準値を超える場所は4カ所あったが、1 mの高さになると基準値を超えるところはなかった。

《報告第2号に対する主な質疑》

委員：測定方法を具体的に知らなかったこともあり4校ほど見学に行ったので、放射線量の傾向なども分かってきた。一方、保護者の方にも大きな関心事だと思われたが殆どいらっしやっていた。見えていた保護者の方は線量があまり高くないことが判明し安心したとのことであった。

委員：少し離れると相当程度に低くなってしまいうことについての考察をお聞かせ願いたい。

細かな測定をすれば、放射線の性質について、より適格に判断できるようになるのではないかと。保護者などにも説明しやすくなるのではないかと思う。結論としては、ガンマ線が距離によって逓減するという理解でよいか。

関川教育総務部長：以前にも解けない粉雪のようだと説明したが、雨などで流れてしまいうことと、放射線が少し離れば低減してしまて届かないということだと思う。

しかし、グラウンドは下がっても校舎に入ると下がっていない場所もあるなど、なかなか状況と傾向を正確に把握できにくい面はある。また、測定地点が210箇所以上もあるので線量測定をそこまで詳細には出来なかったという事実もある。

いずれにしても、セシウム134と137では半減期も異なり、134は半減期が2年ということもあるので、理論的には2年経てば全体として40%程度は下がると

のことだ。

委員：成田中学校と中台中学校では測定地点が校庭中央のみとなっている。これは予め安全なことが分かっているから測っていないということか。保護者からは不安も出るのではないか。

五十嵐教育指導課長：測定を行っていないのではなく、定点測定をした地点としては校庭中央のみという事だ。何処も数値が低かったため、校庭を移動しながらの測定となったので掲載はしていない。測定はしているので今後は記録したい。

報告第3号 給食食材の検査結果及び食品放射能測定システムについて

【藤崎学校給食センター所長 資料に基づき報告】

給食食材の放射能検査を11月、12月に実施をしたのでその結果を報告する。

検査は外部検査機関に委託をし、11月分として米・大根・れんこん・さつまいもの4品目、12月分として人参・長葱・キャベツの3品目、合わせて7品目を検査したが、いずれも放射能は不検出だった。なお、表中の検出せずとは、定量下限値10ベクレル未満であることを表している。

外部委託での検査については、この後、報告させていただく市購入の放射能測定器が納品されるまでの暫定措置として実施をしたものである。

次に、給食食材及び農産物等の放射能汚染への不安を解消するため、10月14日付けで購入の契約締結をした食品放射能測定システムが、当初予定では来年1月下旬か2月の納品予定であったものが12月14日に納品されたので報告する。

なお、給食センターでの検査は、センター分及び保育園の食材の検査を実施する。検査方法としては、当日納品される食材について調理前に実施する。検査の開始時期については、準備期間を考慮し3学期からとした。検査結果の公表は市ホームページ及び献立表に掲載する。

なお、現在、予備調査として測定を行っている。当該機械の基本性能としては測定時間10分で30ベクレルが下限値となるが、実際には10分で40ベクレルが下限値であった。そこで、測定時間を30分かけることで放射性物質それぞれの検出下限値が20ベクレルになるので、セシウム134と137を合わせて合計40ベクレルの厚労省基準値での測定が可能となる。少し時間がかかるがそのような形で実施してまいりたい。

また、ちょうど昨日厚労省が公表した数値では、一般用食品で100ベクレル、牛乳で50ベクレル、飲料水は10ベクレルという基準にするとの報道もあるので、一般食品100ベク

レルに関しては、当該機械での測定であれば問題なく測定できることとなる。

《報告第3号に対する主な質疑》

委員：検査費用は無料ということだが、例えば私が自分で家庭菜園で作ったものを持ち込めば測定してもらうことは可能で、無料になるのか。

藤崎学校給食センター所長：給食センターが測定するのは学校給食食材と保育園の食材のみ。農政課が導入する機器については、一般向けとして希望者の生産農産物の検査を行うということになる。これは無料である。

委員：毎日納品される食材を全て検査するのか。また、これまでの検査結果では検出されていないということか。

藤崎学校給食センター所長：基本的にサンプリングで検査をするが、毎日1～2品目になると思う。産地表示のあるものについては、産地で安全が確認できるものを除いて、関東・東北などの食材を中心に検査する。

なお、試験運用の段階で、小松菜や青梗菜、たまねぎなどを測定しているが、今のところすべて不検出であった。まったくゼロということはできないが基準値以下ではあるということ。

報告第4号 給食費滞納に係る支払督促の申し立てについて

【藤崎学校給食センター所長 資料に基づき報告】

給食費の滞納については、月ごとの未納者に対し納付書や催告書の送付により納付を促しているが、減少には至っておらず横ばい状況にある。

そこで、受益者負担、公平性の確保の観点から、訪問活動しても面談をしない、あるいは面談ができ支払いを約束しても履行しない等々、支払う意思がないものと判断した3件に対し12月6日佐倉簡易裁判所に支払督促の申し立てを行った。

3件の内訳としては、Aの滞納額が297,980円、Bが357,600円、Cが292,540円で、総額で948,120円である。

なお、3件すべてに簡易裁判所から送達がされ、Cより異議の申し立てがあったので訴訟に移

行したことから手続きの準備をしているところである。他2件については、異議申立期間の2週間を待って仮執行宣言の申立てを行えるよう準備を進めている。

異議の申し立ては、払わないのではなく、一括では払えないので分割を希望するとの申し立てである。それも異議申し立てに該当するというので、訴訟の手続きを行う。

《報告第4号に対する主な質疑》

委員：滞納はこれ以外にももっと多いと思うが、どのような状況か。

藤崎学校給食センター所長：滞納額は年間で約1,500万円程度になる。内訳は1ヶ月の遅れというような方もいれば、今回の事案のような方もいる。八潮市では少額でも申し立てを行い成果を挙げているとのことなので、今後の検討課題でもあろうと思う。

しかし、実際のところは滞納者の数が多いため、臨戸訪問等も行っているが対応しきれないというのが現状だ。

異議申し立てがなければ仮執行宣言をし、それでも異議がなければ10年の時効延期となるので、その中で差し押さえなどをしていくことができる。しかし、現実には調査権等がないので難しい面はある。

関川教育総務部長：少額なうちにこのような手続きに入るほうが、支払い能力の限界を超える前なので支払いに応じてくれる場合も増えると思われる。しかし、数が多く手続き的には膨大なものになってしまう。更に臨戸徴収もやるとなると事務手続き的には大変難しい。そこで、例えば機械的に3ヶ月を過ぎたら支払い督促の申し立てをしようという方法などもあるが、どこで判断するかは難しい問題である。

委員：今後、親子方式に移ったときに、滞納があるとその分をきちんと支払っている方が負担せざるを得ないことになってしまうなどの不合理的な面もあると思う。費用の徴収は徹底することが必要だと思う。そうしなければ不公平が生じてしまう。また、それぞれの学校での対応となると現場では困ってしまうと思うので、是非良い方法について検討を願いたい。

報告第5号 公津スポーツ広場整備事業について

【檜垣生涯スポーツ課長 資料に基づき報告】

公津スポーツ広場整備事業については、下方地先を計画地として平成21年度に測量調査、基本設計、平成22年度に収用の事業認定、実施設計を行い、用地買収は市土地開発公社を活用し、平成22年11月から進めている。

計画では、本年度の早い段階で用地買収を完了させ、造成工事等に着手する予定であったが、現在のところ計画用地の86.3%（面積27,185.38㎡）は買収が完了しているが残り13.7%（面積4,324.88㎡）が未買収となっており、工事着手には至らず、当初予定していた平成25年4月の完成は難しい状況となっている。

また、本年度、市有財産の取得として、市土地開発公社からの買戻しに係る議案を3月定例市議会に提案する予定だが、計画用地全ての買収完了後の提案となることから、提案可能な期限までさらに鋭意努力して進めていきたいと考えている。

なお、地元少年野球チーム等の活動場所を確保するため、現在、宗吾地先の市有地に公津スポーツ広場の暫定施設を整備している。

資料図中、白い部分が未買収の土地である。2名おり、三角形の土地695番地は現状では相続が完了したので買収に応じてくれるとのことだが、手続きに時間がかかっており来年に持ち越しとなる。

また、694-1と694-2については、所有者は買収に応じる気持ちはあるが、購入した当時はいわゆるバブル景気の頃で値段が高かったため、こちらの提示額では納得できないということもあり、また、周辺土地所有者に交渉したところ、現所有者が土地を購入した当時のいきさつから代替地提供に協力することにも抵抗があるということで、それも難しいという状況である。

《報告第5号に対する主な質疑》

吉田生涯学習部長：現在、鋭意努力しており、年度内に交渉が成立すれば3月議会に議案を提案したいと考えているところであるので、理解願いたい。

委員：施設としては基本的には野球場ということのようだが、大きさはどのくらいか。

檜垣生涯スポーツ課長：中央には広場があり、サッカーなどが出来るようになる。野球場の外野は全て芝生となり、センター方向で80メートル。この案の配置を変更して面積を減らすことも検討している。

報告第6号 成田市久住パークゴルフ場の使用料について

【檜垣生涯スポーツ課長 資料に基づき報告】

久住パークゴルフ場が本年6月1日にオープンし、市民の健康づくりを推進するとともに、気軽に楽しめるスポーツとしてパークゴルフの普及に努めている。

しかしながら、現在のところ利用状況としては1日平均20人前後であり、当初使用料算定基準で想定した1日平均49人をかなり下回っており、本年度の使用料収入も当初見込額から大幅な減額となることが予想される。

このことから、現在までの利用者の動向、利用率の状況等を検証したなかで、今後、市直営管理から平成25年4月からの指定管理者への移行にも関わり、利用率の向上とともに、年間収入としての使用料の増額を図ることが必要と考えている。現使用料の1人1日1,000円を基本とし、平成24年4月から新たな区分、単位を追加するなど見直しを図り、利用率の向上に向け検討してまいりたい。

《報告第6号に対する主な質疑》

委員：パークゴルフというものの認知度の問題もあると思うし、大会などの開催による呼び込みなど、運営者サイドの企画も必要なのではないかと。

また、十余三パークゴルフ場の利用者はどの程度か。

檜垣生涯スポーツ課長：平均24～25人程度だ。本市ではグラウンドゴルフ連盟への加盟者が多いので、その方たちに利用していただくことを考えている。また、久住については大きな通り沿いに案内看板を設置することなども考えている。

委員：例えば家族での利用などはないのか。知人の話では行けばとても楽しいとのこと。自分が体験で試打をした際にも楽しいと感じた。やはり認知度を上げる必要があるように思う。

檜垣生涯スポーツ課長：夏休み等には家族での利用も一部にはあったが、やはり年配の方中心の利用となっている。

委員：十余三パークゴルフ場は施設の前に食堂があったり農産物直売所もあったりと周辺

施設も含めての魅力があるように思う。久住でも同様なのではないか。

佐藤教育長：十余三は周辺施設もあるし、場所としても分かりやすい。久住は周辺に何もないし、施設そのものが分かりにくい。バスもなく、利用するには久住公民館まで行くこととなるので、利用を増やすことは難しい面がある。

4. その他

- ・ふれあいコンサート（12/22）の開催のお知らせ（藤崎生涯学習課長）

5. 委員長閉会宣言